

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	雪印メグミルク株式会社			コード	2270
提出日	2017/5/30	異動(予定)日	2017/6/28		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	阿南 久	社外取締役	○														○		有
2	新庄 忠夫	社外取締役	○														○		有
3	西川 郁生	社外取締役	○															訂正・変更	有
4																			
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	当社と利害関係を有せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立性を有するものと判断している。また、消費者団体事務局長の経験を生かして消費者としての視点から経営陣の職務の執行に対して、適切な監督を行っており、取締役会においても忌憚のない意見を述べている。
2	該当なし	当社と利害関係を有せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立性を有するものと判断している。また、農林水産業に関する幅広い知識と経験から経営陣の職務の執行に対する監査・監督を行っており、取締役会においても忌憚のない意見を述べている。
3	当社は、西川氏が2001年7月まで所属していた新日本有限責任監査法人と監査契約を2017年6月まで締結していた。	当社と利害関係を有せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立性を有するものと判断している。また、公認会計士としての企業会計に関する専門的見地から、当社経営陣の職務の執行に対する適切な監査・監督を行っており、取締役会においても忌憚のない意見を述べている。
4		
5		

4. 補足説明

雪印メグミルク株式会社 社外役員の独立性の判断基準

雪印メグミルク株式会社(以下「当社」という。)、は、当社の社外取締役(以下「社外役員」という。)が次のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は、当社に対して十分な独立性を有するものと判断いたします。

- 過去3年間のいずれかの事業年度において、当社または当社子会社と取引等があった次の者
 - 当社または当社子会社を取引先とする者のうち、当社グループからの支払額が当該取引先グループ連結売上高の2%を超える者またはその業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員もしくは使用人(以下あわせて「業務執行者」という。)
 - 当社または当社子会社の取引先である者のうち、当社グループへの支払額が当社グループ連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
 - 当社または当社子会社の借入額が、当社グループ連結総資産の2%を超える者またはその業務執行者
 - 当社または当社子会社から1千万円または総収入の2%のいずれか高い額を超える金銭その他の財産(役員報酬を除く。)を得たコンサルタント、会計専門家または法律専門家、当該財産を得ている者が団体である場合には、当該団体に所属する者
- 過去3年内において、大株主であった次の者
 - 当社の議決権比率10%以上の保有者(間接保有を含む。)またはその業務執行者
 - 当社または当社子会社が議決権比率10%以上を保有した会社(間接保有を含む。)の業務執行者
- 当社・当社子会社・取引先等またはその関係者の親族
 - 過去10年内において、次の者の配偶者または二親等内の親族であった者
 - 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員または本部長
 - 当社の非業務執行取締役
 - 過去3年内において、次の者の配偶者または二親等内の親族であった者
 - 前1.(1)、(2)および(3)ならびに前2.に掲げる者で、業務執行者の場合は業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員または部長クラスの者
 - 前1.(4)に掲げる者(会計専門家については公認会計士、法律専門家については弁護士(アソシエイトを含む。))に限る。)
- その他の関係者
 - 過去3年間のいずれかの事業年度において、当社または当社子会社から1事業年度中に1千万円または総収入の2%のいずれか高い額を超える寄付を受けた者またはその業務執行者
 - 過去3年内に当社または当社子会社の出身者が他の会社において社外役員に就いていた場合における当該他の会社の業務執行者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。